



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名	東邦瓦斯株式会社
本社所在地	名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号
代表者	代表取締役社長 富成 義郎
コード番号	9533
上場取引所	東京・名古屋 第 1 部
問合せ先	総務部長 竹内 英高
	TEL 052(872)9641

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 146 期定時株主総会（以下、「本株主総会」）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取り組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。

当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、後記 2. に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」）を実施いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	538,196,429 株
今回の併合により減少する株式数	430,557,144 株
併合後の発行済株式総数	107,639,285 株

（注 1）「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

（注 2）平成 29 年 3 月 30 日開催の取締役会決議により、平成 29 年 4 月 28 日に 2,730,000 株の自己株式の消却を実施することとしており、消却後の発行済株式総数は 535,466,429 株となるため、これを踏まえた併合後の発行済株式総数は 107,093,285 株となります。

(3)併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	23,145 名（100.0%）	538,196,429 株（100.0%）
5 株未満（1 株～4 株）	320 名（ 1.4%）	528 株（ 0.0%）
5 株以上	22,825 名（ 98.6%）	538,195,901 株（100.0%）

本株式併合を行った場合、所有株式数 5 株未満の株主さま 320 名（所有株式の合計は 528 株）が、株主たる地位を失うこととなります。

(4)1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5)効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、本株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日）
805,998,157 株	160,000,000 株

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(6)併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の規定に基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 億 599 万 8,157 株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 6,000 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3)変更の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

4. 主要日程

平成 29 年 4 月 28 日 取締役会
平成 29 年 6 月 27 日（予定） 第 146 期定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日（予定） 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

（ご参考）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、各証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取り組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後も、投資単位を適切な水準に調整するため、当社株式について 5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数となります (1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)。

また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 (平成 29 年 10 月 1 日 (予定)) の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個		400 株	4 個	なし
例 2	1,050 株	1 個		210 株	2 個	なし
例 3	1,003 株	1 個		200 株	2 個	0.6 株
例 4	500 株	なし		100 株	1 個	なし
例 5	357 株	なし		71 株	なし	0.4 株
例 6	4 株	なし		なし	なし	0.8 株

※例 1 および例 4 に該当する株主さまは、特段のお手続きは必要ありません。

※例 2 および例 5 において発生する単元未満株式 (例 2 では 10 株、例 5 では 71 株) につきましては、これまでと同様に、ご希望により単元未満株式の買増しまたは買取り制度がご利用できます。

※例 3、例 5 および例 6 において発生する端数株式相当分 (例 3 は 0.6 株、例 5 は 0.4 株、例 6 は 0.8 株) につきましては、全ての端数株式相当分を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

※例 6 においては、株式併合後に所有する株式が全て端数株式となりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さま所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さまの所有株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は株式併合前の 5 倍となるためです。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 併合後に 1 株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引引きの証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後に単元未満株式が生じますが、買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことができます。具体的な手続きについては、お取引引きの証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 27 日 第 146 期定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での最終売買日※

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日※

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日※

平成 29 年 10 月 下旬 株主さまへ株式併合割当通知発送※

平成 29 年 11 月 下旬 端数株式相当分の処分代金の支払開始※

※は、平成 29 年 6 月 27 日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

Q 10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 10. 特段のお手続きは必要ありません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引引きの証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以 上